

新規

5. 令和6年能登半島地震にかかる七尾市地域 コミュニティ施設等再建支援補助金

◆事業内容

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域コミュニティ施設等の早期復旧を図るため、その建替・修繕事業に対し、補助金を交付する。

◆補助金の交付対象者

補助対象施設を維持及び管理する集落又は自治会等

◆補助対象施設

次の（１）から（４）までの要件をすべて満たす施設等

- （１）七尾市内に存在しており、土地に固定している工作物又は建築物であること。
- （２）専ら地域の住民が利用していること。
※ 憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く。
- （３）専ら地域の住民が交代で維持及び管理していること。
- （４）当該地域の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動で現に使用され、今後も活用を継続すること。

◆補助対象事業

補助対象施設及び当該施設の付属設備等を「建て替え」又は「修繕」する事業

◆補助対象経費及び補助金の額等

補助対象経費	補助金の額	補助限度額
【建替事業】 本体工事、付帯設備（電気・空調・衛生設備等）工事、外構工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費並びに建替に必要な解体に要する経費（土地購入費及び事務費を除く。） 【修繕事業】 建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事並びに設計監理委託に要する経費（土地購入費及び事務費を除く。）	補助対象経費の 8分の7	1 補助対象施設 につき 1, 4 0 0万円

- ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額になります。
- ※ 七尾市集会施設再建事業補助金（市単独補助金）の交付を受ける場合は、補助金の額から市単独補助金の額を控除した額になります。
- ※ 補助対象施設の建替・修繕事業において、既に市単独補助金以外の補助金が交付されている施設がある場合は、その施設に係る経費を補助対象経費から控除し、補助金の額を算出します。
- ※ 補助対象施設に対して災害保険等の補償を受ける場合等は、別に定める方法により補助金の額を算出します。

◆申請・お問合せ先

企画振興部地域づくり支援課 TEL 53-8633

メールアドレス chiiki-d@city.nanao.lg.jp